

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月3日
【会社名】	共栄タンカー株式会社
【英訳名】	KYOEI TANKER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 林田 一男
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目2番6号
【電話番号】	東京(03)4477局7171番(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 中嶋 靖
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目2番6号
【電話番号】	東京(03) 4477局7171番(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 中嶋 靖
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第85回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき4円

配当総額 152,965,076円

ロ 効力発生日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 変更の理由

(1) 取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨および業務執行取締役等でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第27条(取締役の責任免除)および第35条(監査役の責任免除)を新設するものであります。なお、定款第27条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

ロ 変更内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
(新設)	(取締役の責任免除) 第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任において免除することができる。
第27条～第33条(条文省略)	2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(新設)	第28条～第34条(現行どおり) (監査役の責任免除) 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任において免除することができる。
	2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第34条～第36条(条文省略)	第36条～第38条(現行どおり)

第3号議案 取締役8名選任の件

林田一男氏、高田泰氏、西聡氏、安田幸生氏、白石博氏、吉田巧氏、中嶋靖氏
及び三木賢一氏の8名を取締役に選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

湯川毅氏、石崎青次氏、多昌啓氏の3名を監査役に選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	32,021	247	0	(注)1	可決(99.23%)
第2号議案	32,026	242	0	(注)2	可決(99.25%)
第3号議案				(注)3	
林田 一男	32,050	218	0		可決(99.32%)
高田 泰	32,099	169	0		可決(99.48%)
西 聡	32,163	105	0		可決(99.67%)
安田 幸生	32,177	91	0		可決(99.72%)
白石 博	32,180	88	0		可決(99.73%)
吉田 巧	32,180	88	0		可決(99.73%)
中嶋 靖	32,179	89	0		可決(99.72%)
三木 賢一	30,685	1,583	0		可決(95.09%)
第4号議案				(注)3	
湯川 毅	30,492	1,776	0		可決(94.50%)
石崎青次	32,136	132	0		可決(99.59%)
多昌 啓	30,491	1,777	0		可決(94.49%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及びその議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上